別表第二さやいんげんの項中「大里村」の下に「、八重瀬町、うるま市」を加え、同表マンゴーの項中「宮古島市」の下に「、南城市、うるま市」を加え、同表オクラの項中「南城市」の下に「、八重瀬町」を加え、同表パインアップル（生食用）の項中「石垣市」の下に「、竹富町」を加え、同表中晩柑類（タンカン）の項中「国頭村」の下に「、本部町」を加え、同表ドラセナ類（切り葉）の項中「恩納村」の下に「、名護市」を加え、同表肉用牛（子牛）の項中「伊江村」の下に「、久米島町」を加え、同表に次のように加える。

アセローラ	本部町	
洋ラン	うるま市	

○国家公安委員会告示第九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎二号館二階）警察庁長官官房総務課内（情報公開・個人情報保護室）

附　則

1　この告示は、公文書等の管理に関する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

2　平成十三年国家公安委員会告示第七号（国家公安委員会の保有する行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、廃止する。

○警察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

警察庁長官　安藤　隆春

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎二号館二階）警察庁長官官房総務課内（情報公開・個人情報保護室）

附　則

1　この告示は、公文書等の管理に関する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

2　平成十三年警察庁告示第二号（警察庁の保有する行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、廃止する。

○金融庁告示第二十九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件（平成十三年三月金融庁告示第十二号）は廃止する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

東京都千代田区霞が関三―二―一　（中央合同庁舎第七号館）金融庁情報公開閲覧窓口内

○金融庁告示第三十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号を削り、第五十三号を第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二　ＢＮＰパリバ証券準備株式会社

第一条中第五十四号を第五十三号とし、第五十五号から第五十八号までを一号ずつ繰り上げ、第五十九号を削り、第六十号を第五十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

五十八　インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク

第一条中第六十一号を第六十号とし、第六十二号を第六十一号とし、第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を削り、第六十五号を第六十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十三　マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社

第一条中第六十六号を第六十五号とし、第六十七号から第九十八号までを一号ずつ繰り上げ、第九十九号を削る。

○金融庁告示第三十一号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年十二月金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に改める。

○金融庁告示第三十二号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年七月金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に改める。

○金融庁告示第三十三号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

第四条中「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に改める。

○金融庁告示第三十四号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年三月金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に改める。

○金融庁告示第三十五号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○金融庁告示第三十六号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

前文中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。